

平成22年

第2回市議会定例会 議案第14号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「または熔融炭酸塩型燃料電池」を「，熔融炭酸塩型燃料電池または固体酸化物型燃料電池」に，「第20条」を「第20条第1項」に改め，同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の後ろに「または固体酸化物型燃料電池」を加える。

第32条の5第3号中「以下」を「以下この条において」に，「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め，同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め，同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

第46条の2の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第46条の3 カラオケボックスその他遊興のための設備または物品を個室（これに類する施設を含む。以下この条において同じ。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で消防法施行規則第5条第2項に規定するもの（第51条において「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室に設ける外開き戸のうち，避難通路に面するものにあつては，開放した場合において自動的に閉鎖するものとし，避難上有効に管理しなければならない。ただし，避難の際にその開放により当該避難通路において支障がないと認められるものにあつては，この限りでない。

第51条中「またはディスコ等」を「，ディスコ等または個室型店舗」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成22年7月15日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第32条の5の改正規定 公布の日

(2) 第10条の2第1項および第2項の改正規定ならびに附則第3項の規定 平成22年12月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する改正後の函館市火災予防条例（以下「新条例」という。）第46条の3に規定する個室型店舗（以下「個室型店舗」という。）または現に新築，増築，改築，移転，修繕もしくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち，同条の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については，同条の規定は，この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は，適用しない。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され，または設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち，新条例第10条の2の規定に適合しないものについては，同条の規定は，適用しない。

(提案理由)

個室型店舗に係る外開き戸について避難上の遵守事項を定め，対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い固体酸化物型燃

料電池による火を使用する発電設備の位置，構造および管理の基準を定め，ならびに特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正に伴い規定を整備するため